

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和元年12月26日（木）14時00分から15時00分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎 4階中会議室4
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委 員 潮田裕子，齊藤盛啓，笹沼慎一，皆川憲弘，原毅，袴塚孝雄，
奥田俊裕，澤則子，鈴木俊彦，外川善夫
 - （2）執行機関 川津英臣，飯島智，清水圭子，佐藤修司，弓野光昭，小野田定礼，丸山創
士
- 5 議題及び公開・非公開の別
報告事項
 - （1）令和2年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）の概要について（公開）
 - （2）令和元年度の実施状況等と令和2年度の必要保険税額について（公開）協議事項 令和2年度の保険税率について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
令和元年第3回国民健康保険運営協議会資料
- 9 発言の内容
別紙のとおり

別紙

令和元年第3回国民健康保険運営協議会

執行機関 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年第3回水戸市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、本協議会の委員に変更がありましたので御報告いたします。

___委員が、水戸市民生委員・児童委員の任期満了により本協議会委員を退会され、後任に___委員が就任されましたので、御紹介いたします。

___委員 (就任挨拶)

執行機関 また、___委員から所用により欠席との連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

次第に従いまして、進めさせていただきます。

まず初めに、会長より御挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

執行機関 ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。

水戸市国民健康保険規則第4条第4項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行につきましては、___会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速、議事を進めることといたします。

規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、円滑な議事進行に御協力をよろしくをお願いいたします。本日の出席委員は11名で過半数に達していますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。

次に、会議録署名人についてですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

会 長 異議なしの声がありましたので、御指名を申し上げます。

___委員と___委員をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

先の8月2日の運営協議会で、水戸市国民健康保険税の税率について諮問を受けましたが、12月に茨城県から国保事業費納付金等の仮算定額が示されておりますので、まずは、これらの内容を事務局から報告していただきます。続いて、この仮算定結果等を踏まえまして、令和2年度の国民健康保険税の税率について、水戸市の考えかたを事務局から説明を受けた後、委員の皆様にご審議いただき、答申作成に向けて本協議会としての考えを取りまとめたいと存じますので、御

協力をお願いいたします。

それでは、「報告事項1 令和2年度国保事業費納付金等（仮算定）の概要について」事務局から説明願います。

執行機関（国保事業費納付金について説明）

（報告事項1 令和2年度国保事業費納付金等（仮算定）の概要について説明）

会 長 ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

――委員 資料2ページの決算剰余金と活用方法、国庫支出金返還の財源について、県から国への返還分とありますが、これは何か計算の根拠はありますか。

執行機関 平成29年度までは、各市町村にて国の交付金を受けており、そこで過大交付や不足分があれば、翌年度精算ということで返還ないし追加交付という形で清算していたところですが、平成30年度以降は県全体の額で国に申請して、県の分として清算が行われることとなります。平成30年度の国の交付金については、多めに入った金額が約34億円あるという実績報告に基づいて県が国に返還するものです。

――委員 資料1ページ(2)①保険給付費等の推計結果の計算方法について「一人当たりの給付額×被保険者数×給付率」とありますが、この「給付率」とは幾らになっていますか。

執行機関 年齢層によってそれぞれ給付割合（7割、8割、9割）が決まっており、それぞれの年齢層で被保険者数を推計した上で、その年齢層に基づく給付率を掛けたもので給付費を算出する形となっております。

――委員 ということは、給付額総額に給付率を掛けて、②水戸市の国保事業費納付金の「医療分」の納付額が計算されたこととなりますか。

執行機関 おっしゃるとおりです。

会 長 他に質問は、ございませんか。

それでは、ただいま御説明いただきました報告第1号についてはここで終了とさせていただきます、次に「報告事項2 令和元年度の実施状況等と令和2年度の必要保険税額について」を事務局から説明願います。

執行機関（報告事項2 令和元年度の実施状況等と令和2年度の必要保険税額について説明）

会 長 ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

___委員 資料4ページの⑤その他一般会計繰入3億7百80万円の算出根拠は。

執行機関 こちらにつきましては、令和2年度の国保特別会計の予算編成の中で算出している、繰入金の見込み額を元としています。その内訳としましては、いわゆる法定繰入分として、出産育児一時金の3分の2、財政安定化支援事業などを見込んでおります。法定外の部分でも、保健事業費や地方単独事業（マル福拡充分）波及効果ペナルティ分など、いくつかの項目を保険基盤安定繰入以外の「その他繰入」として、予算編成の中で見込んだ数字の合計額となります。

会 長 他に質問はございませんでしょうか。

ないようですので、報告事項については御理解いただいたということで、次の協議事項に移ります。令和2年度の保険税率について事務局から御説明願います。

執行機関 （協議事項 令和2年度の保険税率について説明）

会 長 ただいまの説明につきましては、あくまでも事務局の案でございますから、これに惑わされることなく、御意見等がございましたらお述べいただきたいのですが、何かございますか。

___委員 私も事務局の考えと一緒に、税率は改正せずそのままのほうがよいと考えております。繰越が見込まれる分を値下げして、負担を軽くするという御意見もあるかと思いますが、県による剰余金を活用した国保事業費納付金の軽減措置は令和3年度までであるため、令和4年度以降は財政状況がはっきりしていません。

さらに私が一番考えるのは、未だ国保の財政運用が都道府県単位化されてから、今回初めての決算が出た段階であるということです。長期的なことを考えると運営が安定するまで、少なくとも令和3年度までは税率を改正しないほうがよいと考えております。

会 長 他の皆様は、何か御意見はありますか。

___委員 水戸市の国保会計の赤字は今どのような状況なのでしょう。

執行機関 資料5ページ(2)にも記載しましたが、国から保険者に対して国保財政の赤字を補填するための一般会計の法定外繰入を削減・解消する方針を示されているところであり、水戸市においては平成30年度決算で約2億1千6百万円を法定外の一

般会計繰入を行った実績となっております。このうち国が言う赤字補填のための繰入とみなされる分が約5千3百万円程度ございます。この分については今後段階的に削減・解消を図っていく必要があります。

――委員 水戸市でも現在国保財政の赤字があって、県の剰余金を活用し補填していけるのであれば、税率改正よりも剰余金活用を優先したらどうかな、と思います。

会 長 それでは、現在の水戸市の国保税率がどうなっているか、追加資料をお配りして事務局のかたから説明していただきます。

執行機関 (追加資料配布及び説明)

会 長 今国保税の算定の仕組みについて説明がありましたが、これを踏まえながら令和2年度の保険税率について他に何か御意見はありますか。

――委員 私も税率はこのままのほうがよいと思います。理由としては、資料1ページ(2)①にも医療給付額が68億円減の推計があるように、人口がこんなに減っており今後も減少が続く中で、医療給付額が確実に減っていくということです。平成30年度決算で剰余金が出たことで、令和元年度や令和2年度の決算を踏まえ2年後3年後にも同じような結論が出るという可能性も秘めていることから、しっかりと安定的な保険を賄うということで、税率を上げたり下げたりしないほうがよいかなと思います。

また、前回の8月のときにも申し上げましたが、医療薬品には非常に高価なものがありまして、肺がんの薬で1人1,500万円かかるものがあるのですが、これを何人も使用した場合を考えますと、今回の剰余金などあつという間になくなってしまふことが考えられます。いざというときの緊急避難的な財政出動のための財源確保ということも含めて、上手に財政運営をしていく必要があると思います。

会 長 他に御質問はございませんでしょうか。

新制度になってから、今のところあたかも安定的に見えるかもしれませんが、将来を展望しますと、社会が人口減少の局面に突入していることから、国保に限らず、税収が減収していくことが予想されます。また、国では、週20時間以上勤務する従業員を社会保険に移行させることについて、これまでは500人以上の企業が対象であったが、今後は50人以上の企業にも適用することを検討しており、もしそうなると水戸の企業でも結構影響があるのではないかと思います

いずれにしましても、県が一括して財政運営をやり始めてから、未だ1年が経過したばかりであることを考えると、――委員さんからの御意見のとおり、「ここ1、2年は国保が本当に安定的な運営が行われるのかを見極めるべき」と私も考えて

いるところでありますが、皆様がたで他に意見はありますか。

それでは、皆様からお出しいただいた意見をまとめさせていただきますと、令和2年度の水戸市国民健康保険税率につきましては、事務局案のとおり「現行税率を据え置く」ことがよろしい、という考えかたのようでございます。

これから答申案をまとめていく作業がありますが、私と副会長と事務局のほうで整理をさせていただいて、次回に答申案を御提示させていただいてお認めいただく、もしくは修正していただくという流れにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

会 長 それでは、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。
次に、「その他」について事務局からお願いいたします。

執行機関 （次回日程の説明）

会 長 それでは、次回の日程も出ましたので、皆様から何もなければ、このあたりで終わりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
ないようですので、以上で協議を終了とさせていただきます、進行を事務局にお戻ししたいと思っております。ありがとうございました。

執行機関 本日は慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和元年第3回国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様、本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。